

「在留カード及び特別永住者証明書の仕様について」に関する意見募集の結果について

平成22年8月31日  
法 務 省

- 1 平成21年7月15日に公布された「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年法律第79号）において、新たな在留管理制度の導入や特別永住者の制度の見直し等が行われることとなりました。

法務省入国管理局では、これらの新たな制度に円滑に移行できるよう準備を進めているところ、新たな在留管理制度の対象となる外国人の方に交付されることとなる在留カードや、特別永住者の方に交付されることとなる特別永住者証明書の仕様について、仕様案を作成し、本年6月30日から7月29日までの間、公表し御意見を募集しました。

この意見募集に対して、7名（2機関、5個人）の方から御意見を提出いただきました。

御意見を提出いただいた方におかれましては、在留カード・特別永住者証明書の仕様の検討に御協力いただき、誠にありがとうございました。

- 2 提出いただいた御意見の要旨及び御意見に対する法務省の考え方は、別紙のとおりです。

新たな在留管理制度の導入や特別永住者の制度の見直しは、上記改正法の公布の日から3年以内の政令で定める日から行われるところ、在留カード・特別永住者証明書の仕様は、新たな在留管理制度・見直し後の特別永住者制度における諸手続等と併せて、同日までに法務省令で定められることとなります。